

福井市園芸総合振興事業(県単、市単)

1. スマート農業支援事業(県単事業:ふくいのスマート農業加速化事業)

【目的】	農業の担い手不足に対応するため、作業の効率化・省力化のためのスマート農業の導入等の取組に対して支援を行う
【対象者】	認定農業者、営農集団、農業協同組合等
【補助対象】	①自動操舵装置および同装置を搭載する機械本体、農業用ドローン、環境制御装置(一体的に整備する園芸施設を含む)、自立走行またはリモコン式の草刈り機、自立追従型運搬機 ②上記①に装着して利用する機械 ③上記①および②の格納に必要な施設等 ※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね5年以上のもの
【要件】	・野菜、花きの目標年度(令和11年度)及び果樹の目標年度(令和13年度)までに以下のいずれかの目標の達成が確実であること ①栽培面積を現状値より、施設園芸では5a以上、露地園芸では50a以上(果樹、花きの場合は10a以上)拡大する ②労働時間を現状値より10%以上削減する ・過去に本事業および「未来に繋ぐふくいの農業応援事業」「儲かるふくいの農業総合支援事業」を実施している場合は、過去に掲げた成果目標を概ね達成していること ・現状値が従前設定した成果目標の達成状況を下回っていないこと等、従前実施した本事業等との整合が図られていること
【補助割合】	補助対象事業費:50万円～3,600万円 事業費に対し(県)1/2以内

2. 規模拡大支援事業(県単事業:未来に繋ぐふくいの農業応援事業)

【目的】	園芸産地育成や水田園芸の拡大のため、野菜、果樹、花きの園芸に新たに取り組む場合や規模拡大に必要な機械・施設等の整備および畑地化に対して支援を行う
【対象者】	認定農業者、営農集団、農業協同組合
【補助対象】	パイプハウス、防除機械、トレンチャー、堆肥散布機、圃場造成、排水施設、かんがい施設等 ※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね5年以上のもの ※ハウス建設時は、原則として客土を行うこと ※肥料、農薬、種苗等の資材・汎用性の高い機械・消耗品・単価が10万円未満のものは補助対象外である
【要件】	・園芸経営プランを作成し、プラン審査会を受け、承認されること ・過去に本事業および「儲かるふくいの農業総合支援事業」を実施している場合は、過去に掲げた成果目標を概ね達成していること

	<ul style="list-style-type: none"> ・現状値が従前設定した成果目標の達成状況を下回っていないこと等、従前実施した本事業等との整合が図られていること <p>(1)施設園芸に取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度(令和11年度)までに施設面積を5a以上拡大するまたは5a相当の販売額の向上が見込めること <p>(2)露地園芸に取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栽培面積を50a以上拡大したうえで目標年度(令和11年度)までに1ha以上にすること <p>(3)果樹に取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度(令和13年度)までに栽培面積を10a以上拡大し、収入保険または果樹共済に加入すること <p>(4)花きに取り組む場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標年度(令和11年度)までに栽培面積を10a以上拡大すること
【補助割合】	補助対象事業費:300万円～3,300万円 事業費に対し(県)1/3以内、(市)1/10以内

3. 共同利用支援事業(県単事業:未来に繋ぐふくいの農業応援事業)

【目的】	園芸品目の産地の生産・出荷拡大のため、作業等の合理化に必要な共同利用機械や共同利用施設の整備に対して支援を行う
【対象者】	農業協同組合
【補助対象】	<p>パイプハウス、防除機械、トレンチャー、堆肥散布機、圃場造成、排水施設、かんがい施設等</p> <p>※対象となる機械等は、新品時の法定耐用年数が概ね5年以上のもの</p> <p>※ハウス建設時は、原則として客土を行うこと</p>
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸産地振興計画を作成し、承認されること ・事業対象となる品目の販売額を概ね1,000万円以上増額すること ・現状値が従前設定した成果目標の達成状況を下回っていないこと等、従前実施した本事業等との整合が図られていること
【補助割合】	補助対象事業費:600万円～5,500万円 事業費に対し(県)1/3以内、(市)1/10以内

4-1. 産地再生支援事業【リノベーション型】

(県単事業:未来に繋ぐふくいの農業応援事業)

【目的】	園芸施設の使用可能期間の延長のため、生産力の低下がみられる既存園芸施設の改修、栽培設備の更新を行う場合に、必要となる資材費、施工等に対して支援を行う
【対象者】	生産部会、産地協議会、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等
【補助対象】	ハウスの鋼材等の改修、ハウスの被覆資材の張替、果樹棚の改修、遮光カーテン、ヒートポンプ等の栽培設備、施工に要する経費

	<p>※法定耐用年数が経過しているハウスや設備を対象としたものに限る</p> <p>※ハウス本体の改修を行うこと</p>
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸産地再生計画を作成し、承認されること ・事業終了後は、5年以上補助対象施設・設備が継続して園芸作物の生産に使用されること ・目標年度(令和11年度)までに以下の生産改善目標のうち1つ以上を達成すること <ul style="list-style-type: none"> ① 単位面積当たり収穫量の10%以上増加 ② 単位面積当たり販売額の10%以上増加 ③ 上位等級品(秀品・L規格等)比率の10%以上増加 ④ 園芸用燃油使用料の10%以上削減 ⑤ 労働時間の10%以上削減 ⑥ 新たな生産者の1人以上の増加
【補助割合】	<p>補助対象事業費:300万円～1,200万円</p> <p>事業費に対し(県)1/3以内</p> <p style="text-align: center;">(市)県の補助額の1/2以上(県事業義務負担)</p>

4-2. 産地再生支援事業【継承型】(県単事業:未来に繋ぐふくいの農業応援事業)

【目的】	園芸施設の使用可能期間を延長し、後継者不在のハウスの有効活用のため、既存園芸施設の改修、栽培設備の更新を行う場合に、必要となる資材費、施工等に対して支援を行う
【対象者】	ハウス・設備の所有者又は、ハウス・設備を譲渡又はリースされる者
【補助対象】	<p>ハウスの鋼材等の改修、ハウスの被覆資材の張替、果樹棚の改修、遮光カーテン、ヒートポンプ等の栽培設備、施工に要する経費</p> <p>※法定耐用年数が経過しているハウスや設備を対象としたものに限る</p> <p>※ハウス本体の改修を行うこと</p>
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・継承計画を作成し、承認されること ・事業の対象となるハウス・設備が3年以内に認定農業者、営農集団等に譲渡又はリースされる計画があること ・継承後又はリース後は、5年以上補助対象施設・設備が継続して園芸作物の生産に使用されること <p>※目標年度(令和11年度)までに、事業対象のハウスが譲渡又はリースされること</p>
【補助割合】	<p>補助対象事業費:300万円～1,200万円</p> <p>事業費に対し(県)1/3以内</p> <p style="text-align: center;">(市)県の補助額の1/2以上(県事業義務負担)</p>

4-3. 産地再生支援事業【果樹型】(県単事業:未来に繋ぐふくいの農業応援事業)

【目的】	果樹の省力栽培や多収性品種への転換を行う場合に、必要な資材費、施工等に対して支援を行う
------	---------------------------------------------

【対象者】	農業者、営農集団、農業協同組合、市町等が出資する法人等
【補助対象】	園地造成(客土、整地、抜根等)、果樹棚、かん水設備、多目的防災網、スピードスプレーヤ、幼木管理に必要な資材等
【要件】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度(令和13年度)までに、新たに省力栽培樹形もしくは多収性品種を10a以上導入すること ・整備する園地の面積が、転換元の面積以下であること ・目標年度(令和13年度)までに単位面積当たりの収量または販売額を5%以上増加させること
【補助割合】	補助対象事業費:1,200万円以内 事業費に対し(県)1/3以内 (市)県の補助額の1/2以上(県事業義務負担)

5. ステップアップ事業(市単事業)

【目的】	新たに園芸作物の生産、若しくは、園芸作物の生産拡大に必要な農業施設や農業機械等の整備に対して支援を行う
【対象者】	認定新規就農者、新規園芸農家、小規模園芸農家 (生産組織、法人は対象外)
【補助対象】	パイプハウス、栽培用機械(防除機械、トレンチャー、堆肥散布機等)
【要件】	<ol style="list-style-type: none"> ① 認定新規就農者は、園芸作物全体の栽培面積または販売金額を、令和12年度までに現在値(令和8年度)の1.5倍以上に拡大すること ② 新規園芸農家は、令和12年度までに、全体の栽培面積及び販売金額の目標値を掲げる計画があり、その実現性が高いこと ③ 小規模園芸農家は、園芸作物全体の栽培面積または販売金額を、令和12年度までに現在値(令和8年度)の1.2倍以上に拡大すること
【補助割合】	<ol style="list-style-type: none"> ①認定新規就農者 補助対象事業費:200万円~1,000万円 ②新規園芸農家等 補助対象事業費:90万円~200万円 事業費に対し(市)1/3以内

7. スマートエコ園芸推進事業【省エネ設備等導入支援】

(県単事業:スマートエコ園芸推進事業)

【目的】	既存施設や露地園芸への省エネルギー性能・省CO2性能に優れた設備等の導入や更新に対して支援を行う
【対象者】	農業法人、生産者集団等
【補助対象】	園芸栽培やその生産管理に関する設備、資材等かつエネルギー消費量またはCO2排出量を15%以上または30%以上削減できる設備・資材等、施工に要する経費(処分費を含む)
【要件】	<ol style="list-style-type: none"> ①園芸栽培やその生産管理に関する設備、資材等であること。 ②省エネ設備等の導入・更新によりエネルギー消費量またはCO2排出量の

	15以上または30%以上の削減が認められること。 ③省エネ計画を作成すること。
【補助割合】	補助上限 CO2 排出量 30%以上削減 600万円 CO2 排出量 15%以上削減 400万円 事業費に対し(県)CO2 排出量 30%以上削減 1/2 以内 CO2 排出量 15%以上削減 1/3 以内